

幼児教育・保育の無償化Q & A (認可外保育所等を利用している場合)

無償化になるための手続き

質問		回答	
1	無償化になるための手続きは何をすればいいですか。	1	保育の必要性が認定された方のみ無償化の対象となりますので、施設等利用給付認定(2号・3号)を受けていることが条件となります。
2	無償化となるための費用はどのように受け取るのですか？	2	施設に利用料を支払っていただいた後、償還払いとなりますので、請求書に領収書及び利用証明書を添付し、市役所に提出してください。 支払い時期は、1月(10月～12月分)、4月(1月～3月分)、7月(4月～6月分)、10月(7月～9月分)を予定しています。

無償化の対象範囲

質問		回答	
3	認可外保育施設等とは何を指しますか？	3	認可外保育施設、一時預かり事業(上重原保育園、逢妻保育園、宝保育園、中央子育て支援センター)、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をいいます。

幼児教育・保育の無償化Q & A (認可外保育所等を利用している場合)

4	知立市以外の認可外保育施設を利用した場合も無償化の対象となりますか？	4	無償化の対象となりますが、施設が設置届を提出し、国が定める基準を満たすことが必要です。(施行後5年間は猶予期間あり)
5	認可を受けていない、いわゆる「幼児教育類似施設」は対象となりますか？	5	対象となりません。ただし認可外保育施設の届出があれば「認可外保育施設」に該当しますので、対象となります。
6	認可保育所や認定こども園、幼稚園の利用に加えて認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などは無償化されますか？	6	保育所や認定こども園などの認可施設や企業主導型保育事業を利用していない方のみ無償化の対象となります。また、幼稚園利用者については、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が一定の時間・日数(※)以上提供されていない場合に限り、幼稚園と認可外保育施設等の併用が可能です。
7	認可外保育施設と一時預かり事業を併用しているのですが、両方とも無償化の対象になりますか？	7	両方とも月額上限額の範囲内で無償化の対象になります。ただし、月額上限額は3歳から5歳の子供たちは月額37,000円、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子供たちは月額42,000円です。
8	保護者が園へ直接支払っている通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか？	8	通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象とはなりません。
9	食材料費(主食費と副食費)はいくらですか？	9	各園にお問合せください。
10	副食費の補助制度はありませんか？	10	補助制度はありません。

幼児教育・保育の無償化Q & A (認可外保育所等を利用している場合)

11	3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	11	3歳になった最初の4月から小学校就学前までが無償化の対象となります。
12	0歳児から2歳児は無償化の対象にはならないのですか？	12	0歳児から2歳児は、保育の必要性の認定された市民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。